

十三 初期利子

(一) 年
○ 三パーセント
各募集取扱機関は、払込金額に加之、次第十八号により算定する。期日には、払込金額を第十八号に規定する。

十 十 十
八 七 六 五

払	払	元	償	償	後	第
込	場	利	還	還	の	二
期	所	金	金	期	利	期
日		支	額	限	子	以

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期にお届けの額面金額百円につき百円
日本銀行
平成三十年六月二十日
る利子を支払う。